

## 木曽三川下流アダプト 様式第4号

# 木曽三川下流アダプト制度合意書

木曽川下流河川事務所（以下「事務所」という。）と \_\_\_\_\_（以下「団体等」という。）は、木曽三川下流アダプト制度実施要項にもとづき、次のとおり合意する。

### 1. 団体等の活動場所

- ・河川名 \_\_\_\_\_
- ・区域 \_\_\_\_\_

### 2. 活動内容

#### (1) 内容

#### (2) 活動期間等

合意の日から3月31日までとする。ただし、合意期間満了までに事務所から合意の取消、または団体等から解除申出書の提出がない場合は、合意期間を1年間延長するものとする。団体等の活動は無償（収益を目的としない）であること。

#### (3) 情報公開

団体等の代表者は、事務所がその活動に関する問い合わせ等に対し、連絡先とし住所、氏名、メールアドレス、電話番号等の個人情報を提供することに同意すること。

### 3. 活動に関するここと

#### (1) 活動の報告

団体等は、活動開始前には活動届・支援申請書（様式7）を、活動終了後には活動報告書（様式8）を事務所に提出すること。また、毎年4月中に年間計画書（様式3）を提出すること。ただし、年間計画が定まっていない場合は、活動内容が決まりしだい年間計画書（様式3）あるいは活動届・支援申請書（様式7）を提出すること。

#### (2) 活動の変更

活動計画等、本合意書の内容を変更するときには事務所と協議すること。

#### (3) 河川の形状変更等

河川の土地等の形状変更、工作物の設置、植物の伐採もしくは植栽などを行うとき

には事務所と協議すること。

(4) 禁止活動

団体等は、その活動において公共の利益に反し、または反する恐れのある行為、もしくは政治活動・宗教活動を行わないこと。また、一般の河川利用者及び近隣住民に迷惑となる行為、もしくは販売行為を行わないこと。

(5) 活動の解除

(6) 団体等が活動をやめるときは、事務所との合意にもとづき、活動場所を現状に回復しなければならない。(ただし、事務所が認めるときにはこの限りでない。) このときは、事務所の確認を得た後、解除申込書（様式5）を提出すること。

#### 4. 事務所に関すること

(1) 支援

- ① 木曽三川下流等に関する資料及び情報の提供。
- ② 河川美化及び清掃に関する用具の支給及び貸与、ごみ処理等活動に必要な支援。
- ③ 環境保全に関する資機材等必要な支援。
- ④ 活動時に身につける証明書の発行。
- ⑤ 会議室の貸与等、会議及び研修会の開催に必要な支援。

(2) 指導

団体等の活動に対する指導及び助言を行う。

(3) 合意の解除

団体等が指導に従わないときは、合意を解除することができる。

(4) その他

- ① 団体等の交流会、研修会の開催。
- ② その他、制度の運営に必要な事項。

令和　　年　　月　　日

国土交通省中部地方整備局  
木曽川下流河川事務所長

団体名  
代表者 住所

氏名